57X
51
7

訓幼字義

中誠忠信
恭敬撙節

學四

慶應義塾圖書館

訓幼字義卷之四

中庸

中並中庸或作中庸

曰喜怒哀樂之未發謂之中發而皆中節謂之和中也者天下之大本也和也者天下之達道也致中和天地位焉萬物育焉

二つのて国きも半の内そ分半物中とそ物のそこをさてそ玉ともしくらいかん多もなく二なて中庸とそみそもとこ天地そ中玉玉なきてこれとそみの内そ中

為治者よりて耳小

中と中一番の差引き

中卷三章

三秀

この字七ツ
まゝそ中の
仰ぐ時は楽
名系なくし
活活るもの
味と共和よ
をおもひこゝ
ゝをもつて
号神を動を
字このゝをまもいてて礼記記
の篇を考ふ夫民有空心知こゝ性而
無哀楽也楽也者天地之命中和之紀
也ゝみ云楽也者天地之命中和之紀
人情之所不能免也ゝみ云動己而
天性之発也物音也ゝ又云大楽与天地同和
ゝみ云楽也者ゝ和也ゝとゝの字くらひ
あるもゝ知ゝ楽

の事にて称徳天皇惟天之建中和と
極めて天業を中和と崇あり
詔をあざむかんや
中和とは玉体
十七字典拠多しこれこの
のてをおあうかの
庶もこのところをあとふ
中和をねがいそをすすく
ものそ

皆理をこれをもて物そ
○元亀のはらもをもて
なるのてをみあい中はおもひ
そのゆへをみ代を
して宝人の事を
乖況申仁等行仁等やとあり
御をもて
のよかひ
幸のえね

誠

●誠とはうそいつわりのつきてその
反対をいふ誠の字 偽と並べ言ふ
あつてなきがごとき自然の真理を信の
字引出されたるもの
あるを信一語よく言ひ尽して
おきてみづからおのれを欺かざる
時はすべて誠あり

仍の字かな 音便の表記通
まゝ仍かさ 信の字かな
れて 言あらう 場合 そろう
をいふ もてなす たゝう
ものてふ あつた 後
ゝ 甚 拙の理をさまてくるもの
古言吟の言ふあり 形
●論 吾 誠の字 詩作を以て
誠不以偽 とよ 君子 唐字

△

ゐて 誠信のてふあるをみても考み
一言 誠 あるをかし 言葉の伝 言あ
のを 伝 吟て 平 もとより
かゝるをかしてもんの有ふ
油 の 油 ぬれ 中 毛 厚
して 別 てあ 考
のを まもの ものゝ

●誠者天之道也誠之者人之道也この
語中尽ふくまれる事ふかくまた広大なる
事ともいふべきなれどもこれとてもまた
この語あつてそれともまたみも
れもなく称せんとするにはいまだ
至らず仍而乃ち
の御名てもつて道也となをしたる二字の御名
ばかりもつて尽すべきやうもなく
道也といふ

皆一の和を称し
年の内にて名を改
そのことを列ぬ
大唐と云大和と云
元と云時と云詔と云
明注と云一巻と云
のり名をまた
皆同明白にして
やすからんことを
日をあらための名目を立ひて

一ことの要をえ
みまもるをもの名目
これよりてみ
すはを祝とまの
一項とするより
を頭し一和なま
ましまをもうれ
てもまし

人年の
名目
ひとつ
名目
名目
名目

明善被弁を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

忠信

○忠信二字の事上古しより解する
ところ二ツの内にて
切なるを忠といひ
一ツ切なるを信と云各々
其切なる所を以て
其切なる所を忠といひ
其切なる所を信と云
まことに忠信二ツ共に
まことなり

明道の云発已自ら忠循物之道
為信と大学之章句ノ末章ヨリ是ヲ
用ル小注等ノ事ヲ引テ之ヲ判ス
云ク伊川按語発明
道按其発和
[illegible]

二程全書ヲ考ルニ此二説共ニ
和ヨリ云ル事ニシテ
のごとく述事ニシテ
ともに和ノ説
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

忠恕

曰忠と恕と云ふ人よく孔子の
ちかはくすることを云ふ孔子の人
乃ことろを叶へえるをて云ふ事
をみり先儒羽上蔡云忠如楊形
影と陳北溪云忠怒只是一物就中
載作両片則恕二物又云忠是体恕
恕是及人看とあれも畢竟忠ふい

各是一事而人之交互有
如一至貧之交者而考之而
知忠恕二字之義伊川程子云盡己之
謂忠推己之謂恕 盡己者不
欺也 推己者不忍
及物也 忠恕雖
不可以
人之所
勿施於人 然學
恕之外
無忠之
人之所
不欲 勿
施於人 此
恕之外
無忠之
一言可以
終身行
之者其
恕乎 夫
子貢之
言恕 其
若多事
然 而
夫子
以為
一以貫
之 蓋
以為
一言
之中
而萬
事之
理
皆
在
其
中
矣

生徒一年
●考の學よを咲て
[ ]の學まの門人
學のまゝ品八生ゟ
[ ]この年學ゟの
和學の言ゟよ揚
ゟ作ゟ生學のゟ
山喜和の子祝酒
ゟゟ和淡二在曲
かゟ ゟゟ

主降無巨ゟて
ゟ親業まよ
ゟの所をゟて
當猿學て
ゟゟ姓ゟ
ゟのゟ
ゟゟれゟ
ゟて
これ若ゟま

○重頁の十言之一詞ニ而
あるを同しふ重ねて
歌句施ルなり
てゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ

天下之達道と云ふ由道て云ふ
ものの為方の海をそなへ
乃ち学問あり学問て云ふこの
道をきはめつくすを云ふ
ことなり此の方法の学問
云ふまでもなく道也此
ことのそなはりてへも
みをさめ事のさまの

●先儒以此生知安行之事
此等之事学者分上の事にあらず
物の及ぶまじき力をいうて
まてい自私な物なり
と程子曰此及物仁也推己及物也
若乃曰堯舜
待雅しそ畢竟
みなそなたの
此段只是仁
不
此段只是仁
自是而況和自是
語自字
而況和自是
所謂此二字
所謂此二字
所謂此二字

惟尹躬　成有一德と又志一

及也すつて百工毎のて人おもて各
くのてをおのを一ちせしめまこのてを
きる人あつて力ともおてから
すきるしかしたそれ学をはもも
みもし一きまおもてとれの
もきらおするとれの
きをあるつて百工の芭人のみる
すきを主指をすゆる仁を本とす
行をもとおもてまる立のうちまち
ゆえ立のをもとて

恭敬

○恭々敬注に致敬也とあり又荘敬也とあり又謙辞也とあるは大略の注かと畢竟人の言語容貌の上に就てうやまんなどを恭とし敬を尊ぶを敬とおもひてあるよし聖人の書を大事とし敬文畏敬宗敬などいふことあり故に書を読むを専ら敬ふとおもひてその校あわすに

○恭敬二字の差別を先儒門々
知るに二説を以て陳北溪字義ニ
恭就容上說敬就心上說と云るも
二程遺書ニ云恭於外者也
敬者恭之主於
外有把
之恭有
中者也と内外ニこれを說分
端中有
理之敬
ぜしは理を恭ふる君子九思克
己恭
仁をつよ君子敬而無失ニ恭
有礼とあるは禦侮仁を四ツ要約
執事敬しかるに恭敬の差別
の差別のあるまでもなき事なり
上をつふ恭敬之心礼之施也と有
又恭敬者幹事之主将帥也と等
恭敬ハ判事ニあるまでもなく
なのもしを并て恭敬の二字を
のりこゆるニつゐまでもなく
みらい二字ニ恭敬のあるまでも

てゝ恭敬の二字名言みちて
其あるてゝ自ら
○程子の恭敬のことをてゝまして恭の字
と敬の字と
決て会ざる者敬而不自得安有
只是心生無所主於敬未做事内重
恭也礼者那
恭而無礼則労也恭者私為恭
此敬而無礼則労也恭者私為恭
恭也礼者那自然一定道理故
礼と礼是自然一定道理

也只恭而不為自然一定道理故不自在
世須是恭而安
のすこのことい礼を恭而安
そなす礼便礼或のことみあるを辨て
自然のことをしてはゝいためゝ様を
恭而安礼とこゝを以て天自然
修己以敬安百姓當恭而安
唯上下一於恭敬則不托自信為

物見高くして海
これを本年の
りそをもて
をもよ海
よお海
ず
人ま

年
の
はを
おを
動
ものん
てそ
苦

敬親と云ふ名も當然の事として
されて淳しき
● 敬とは畏れ慎むことを
云ふのことも
事よく知てゐるから敬也
て 海老名
敬鬼神而遠之
筆也
敬親と云ふ名も當然の事として
こゝまでありてこゝに
てゐるけれども
敬の
敬の事
敬の
敬の
敬の

無不敬也敬身爲大身也者親之枝
也敢不敬乎(是故)愛親者不敢惡於人不敢慢於人愛親者(不敢惡於人而)
後名聲(加)於人(是故)愛親者不敢慢於人而後名聲(加)於人(君子)
無(所)不敬(所)以(敬)(事)君(也)(故)(忠)(順)(不)(失)(而)(名)(譽)(立)(焉)(君)(子)
(所)(以)(敬)(事)(君)

敬事而信し
又曰君子有九思

又大学よみをはりて
仁為

まなびて不思信論明学の
てもいまだ一事の非

事を根本として
人のおこなひをよくあらため
ほをんはの抜きん
ともを去るべからず
等のごとくにして
ことなるの
ゆゑんなり

事を務むる
ことなかれ
ことなかれ
ことなかれ

[illegible]又書[illegible]のほを同志
居処茶飯辱し敬子大患まぬかれ
吉子に四ツをあたえて孝行ねやと
物記写をりそのほて茅舎
雑記写をふそのほを
[illegible]のほてよろこぶ千乗
の言ふの胡氏の白化此書有又皆
心得ありと九月思のまゝかく

とうそう日ふ人教を
主とするのことをもて
をとらこのこと[illegible]あれとも
[illegible]軍記[illegible]章[illegible]
いふ[illegible]の事を
をを[illegible]
すものをみあ
しこれを教化

適之理一[illegible]
[illegible]可[illegible]
[illegible]
雜之無適只是不走作如讀書時只是讀著
衣時只是著衣了此一件又做一件身在這裡
[illegible]
[illegible]
[illegible]

收斂身心便是主一且如人到神祠致敬時其
心收斂便著不得毫髮幸非主一而何○
問敬之之說如何曰只是常惺惺法○
收斂不容一物非禮勿動之謂也○
問尹氏門外交游多故有此說如何曰乃大段
如此說○問敬以直內義以方外如何曰
此兩句最好看○

又問伊川之言主一之謂敬又曰無適之謂敬
此兩說如何曰此兩說一般○
問主一無適如何曰只是心在這裏○
又問伊川之言主一之謂敬又曰無適之謂敬
此兩說如何曰此兩說一般○
問主一無適如何曰只是心在這裏○

するの工夫なり○問伊川の所謂見
性の說如何曰是人の初めて
なるとき○朱子曰學問須是警省且
如瑞慶

亦有所得曰甚麼唤作

又問伊氏

ということ是ていふ
ものをも伊川のいふもんをあやとまの

揖礼

○揖とは、稍俯せて頭を下げ、手を
下のそうり　物の前を
おさえるように　そのまま
おくものうり　有様此の如く重と
そうでこれまたうりて　手うり礼は
のつえ　あるみえこれを叩いてそれ
かりまうようすうえを　揖をとて　又お
手をまえ　揖をなして　礼をなすと

程の法律を設けてこの事を
新の仏寺を破壊するを免れ
勤人等のために大多件を
我出忽而納官と雖も古人
之有権者禁神之「権是也」等件の
てそれに該当するものに対し
するを以て忽を生ずるに
程の法律を設けてこの事を
新の仏寺を破壊するを免れ
勤人等のために大多件を
我出忽而納官と雖も古人
之有権者禁神之「権是也」等件の
てそれに該当するものに対し
するを以て忽を生ずるに

忽ち物を買求めるを権利と
権利とは何ぞや
二重の意味あるものなり
既に権利を有する人なるが
又権利を行使する事
既に権利を有する人なるが
又権利を行使する事
○程子曰読儒以及経合道而於教有
権言権術以及経合道而於教有
権言権術之権非也権合道之経也

雖若何雖者及經而合吐後有若干
也と及の如の送たるの系統
歸系作ほよ雖及經而合孔道又合
孔安順而後可行雖也又詢吉王軍
の如く唐様に賦此法者以言雖道及而後
筆及而合賦此法者偏要而仍要作
至おく吹しそ經の法をよる
此等の扱をよくそ詢吉古系二有
様の如くお言の未可系扱そ

て言ふそうするを偏要及
而しての如く
扱系等を不可の学生系ふれとも
討して道理ふ有
行ふすべし經の扱あるも
○程ふの扱おてみてもふれも
扱の高好やとさいふ扱の系統
か一生ふ系扱ふ要ふ妙の事
ふて行すとさいふ扱そ系統

きて往を吟て答ふるの義あり尼

○集注に従慶反とあるは云ふ迄もなく去声なり大用も去声なり而して孰行難しと云ふ孰行不仁矣と云ふ孰も去声なり然るに此孰字を平声に読むは非なり賢不能行也この孰と推と同じ八字人名上の事なれども孰も推も人名にあらざるなり

とあれば孰行難しと云ふ孰も去声なり然るに此孰字を平声に読むは非なり賢不能行也この孰と推と同じ八字人名上の事なれども孰も推も人名にあらざるなり

とあれば孰行難しと云ふ孰も去声なり然るに此孰字を平声に読むは非なり賢不能行也この孰と推と同じ八字人名上の事なれども孰も推も人名にあらざるなり

嫂謂接之以手有権也とあれども嫂を以て接受以手礼也

於而由求を以て答ふるの義かを以て往反一歩

とあれば孰行難しと云ふ孰も去声なり然るに此孰字を平声に読むは非なり賢不能行也この孰と推と同じ八字人名上の事なれども孰も推も人名にあらざるなり

若日ニ時ニ用ユレバ則成 是世界ヲ
トルモノ 物ヲ持ニ等在ノ人トモ
叶ヨウトテ於ケル所ノ 御
テアリ ソウシテ於カルル
ヲ 上請ヲ許ス 御ノ 玉ヲ用ヒテ而鶏合ヲ
堆猶許ス 加減ヲ用ヒルト
ソウテ可 ヨウ 堆猶許ス 堆中無
堆猶許ヤトイヘバ 堆中無
而テノミ

ヲ考ヘル於ケル
所ナリヨウヘテ
ヲヘルヘキ 之像ノヲ ニ等ヲ
ゆヘトモヲニ等ヲ
ノヒヲ ヲ
ヘテ ヲ 号ヲ道 猶是不得已而用ヒ如湯放
桀武王伐紂伊尹 放大甲 此是権也

才而其慨あるかな

みかどの政をうつさせたまふ
あるをみふしに 国のたみ
あかるをかれいつもの
とけもつつまるうたかの
人をかうして まろと称といふ事
政治雖非不可行也 行権是難
○陽武の放伐伊尹の太甲を
生ころしを称といふ 放伐事多
非して其まゝにうつ伊尹の太甲を
称をもつて称といふ陽武の放伐の
多く説をなすといへども 湯武の事を
ともなき名目をつかふ 湯武伊尹
みをもてこれを称をもつて
をもつてつゝしみ

M57X
W51
Vol 7

二ノ冊六十二丁

止